

令和7年第12回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和7年12月16日（火） 午後2時30分
閉会日時	令和7年12月16日（火） 午後3時20分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室25
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子
欠席者	教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 佐藤 宏紀 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班長（書記） 千葉 吏子 生涯学習課社会教育班長 阿部 吉彦 生涯学習課スポーツ振興班長 佐藤 多喜生
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第34号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第35号 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について

【前回議事録の承認】

令和7年第10回、第11回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・12月議会での教育関係の一般質問は、熊の出没に対する、学校の対応と部活動地域移行への影響について、またスクールバスの弾力的運用と熊対策について、もう一点が不登校に対する本市の現状と取組についての質問であった。
- ・中学生日独交流のジークブルク訪問の写真展が一階ロビーで開催され、子どもたちが現地で撮影したお気に入りの写真にコメントを添えて掲示している。今月20日には報告会が開催され、ジークブルク訪問は一区切りとなる。
- ・インフルエンザは、11月末から各学校で発生し、ダメージが大きかった学校もあるが、現在は落ち着いて学期末へ向かっている。

【議 事】

- 議案第34号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

令和7年第12回 湯沢市教育委員会議事録

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	補助金の対象となる条件を明文化したことで、わかりやすくなりいいと思う。 提出する様式は学校で作成するのか。
教育総務課長	アレルギーにより弁当を持参している人は、学校で内容を記載する。他市町村の学校に通っていて、そちらの給食を食べている場合は、給食センターなど給食費を所管している所で、何食給食を出したといった証明書を出してもらうことになる。
委員	事務担当者の業務が煩雑になるかと思ったが、はっきりと金額が出るのでいいと思う。 アレルギーの子どもの保護者が学校に申請する際に、医師の証明書などの添付は必要ないか。
教育総務課長	当初のアレルギー対応の面談を、学校と保護者と給食センターで行う際に、医師の診断書をもらい、どのような対応が必要かを把握している。今回の補助金の申請にあたって、改めて診断書の提出は求めている。

○議案第35号 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	これまでよりも更に、市税の滞納がない者、など細かく規定したということか。
生涯学習課長	行政評価で、外部の有識者から指摘されている案件であり、年々利用者数が増えていることや限られた予算の中で行うことから、経済的負担が大きい、児童や65歳以上の方に限定して交付するものと変更したいというものである。
委員	予選を経て参加する、ということで、障害者スポーツなどは予選がないかたちで参加するものもあるかと思うが、そういったものはどうなるか。
生涯学習課長	要件を地方大会などの予選を経て、としているが、推薦で上位大会に行くようなものも対象となる。これまで余暇活動で行っているようなものも見受けられたので、代表として行くような場合に対象とするよう内容を変更させてもらいたい。
教育長	18才以下の就労していない者、というのは、市税を納めているのか。
生涯学習課長	18歳以下と設定した部分は、高校生を想定しており、納税は

令和7年第12回 湯沢市教育委員会議事録

	していないが課税もされていないため、要件はクリアできると考えている。また、例えば中学校を卒業し就労している方で、課税になっている方もいる可能性もある。
--	---

令和7年第12回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第34号	湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第35号	湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について	可 決

令和7年第12回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和7年 第12回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和7年12月16日(火) 午後2時30分

場 所 市役所本庁舎2階 会議室25

次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和7年 第12回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第34号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

議案第35号 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第34号

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年12月16日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

補助金の対象となる条件及び申請額の算出方法について明文化するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

学校給食センター

1 制度の趣旨及び目的

保護者が負担すべき学校給食費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的としています。

2 規則等の改正の理由

補助金の対象となる条件及び申請額の算出方法について明文化するものです。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
第4条 第2項 第3号 (補助金の額)	・在籍する学校等で学校給食を実施しているが _____ _____ 学校給食の提供を受けていない場合、規則別表に規定する額に児童等が昼食を持参した日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。ただし、児童等が昼食を持参した日数から学校行事等により児童等の属する学級が学校給食の提供を受けなかった日を除くものとする。	・在籍する学校等で学校給食を実施しているが、 <u>食物アレルギーにより</u> 学校給食の提供を受けていない場合、規則別表に規定する額に児童等が昼食を持参した日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。ただし、児童等が昼食を持参した日数から学校行事等により児童等の属する学級が学校給食の提供を受けなかった日を除くものとする。
様式第2号 (学校給食費等証明書)	別添「様式第2号(現行)」参照	別添「様式第2号(改正案)」参照

4 実施時期等(今後の予定)

施行日：告示の日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

現行

様式第 2 号 (第 5 条関係)

学校給食費等証明書

(※学校給食の提供を受けている児童生徒用)

対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
児 童 生 徒 氏 名		
児 童 生 徒 所 属	(学校名)	年 組
給 食 費 (A)	円	
	学校給食の提供食数及び 1 食当たりの単価 (_____ 食 × _____ 円/食)	
給 付 等 額 (B)	円	
負 担 額 (申 請 額) (A) - (B)	円	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日



※給付等額 (B) とは生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 13 条に規定する教育扶助により学校給食費として支給された額、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 19 条に規定する自治体が行う就学援助により学校給食費として支給された額、特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号) 第 2 条の規定により支弁された額又は他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額

改正案

様式第2号（第5条関係）

学校給食費等証明書

（※学校給食の提供を受けている児童生徒用）

対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
児 童 生 徒 氏 名		
児 童 生 徒 所 属	(学校名)	年 組
提 供 食 数 (A)	食	
1 食 当 た り の 単 価 (B)	円	
1 食 当 た り の 上 限 額 (C)	円	
(B) と (C) を 比 較 し 低 い 方 の 額 (D)	円	
給 付 等 額 (E)	円	
負 担 額 (申 請 額) {(A) × (D)} - (E)	円	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日



※1食当たりの上限額（C）とは、規則別表に規定する額

※給付等額（E）とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費として支給された額、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する自治体が行う就学援助により学校給食費として支給された額、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定により支弁された額又は他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和 年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市学校給食費補助金交付要綱（令和6年湯沢市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「実施しているが」の次に「、食物アレルギーにより」を加える。

様式第2号を次のように改める。

学校給食費等証明書

（※学校給食の提供を受けている児童生徒用）

対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
児 童 生 徒 氏 名	
児 童 生 徒 所 属	(学校名) 年 組
提 供 食 数 (A)	食
1 食 当 た り の 単 価 (B)	円
1 食 当 た り の 上 限 額 (C)	円
(B) と (C) を 比 較 し 低 い 方 の 額 (D)	円
給 付 等 額 (E)	円
負 担 額 (申 請 額) { (A) × (D) } - (E)	円
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日



※1食当たりの上限額 (C) とは、規則別表に規定する額

※給付等額 (E) とは、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 13 条に規定する教育扶助により学校給食費として支給された額、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 19 条に規定する自治体が行う就学援助により学校給食費として支給された額、特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号) 第 2 条の規定により支弁された額又は他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額

附 則

この告示は、令和7年 月 日から施行する。

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 在籍する学校等で学校給食を実施しているが_____</p> <p>__学校給食の提供を受けていない場合、規則別表に規定する額に児童等が昼食を持参した日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。ただし、児童等が昼食を持参した日数から学校行事等により児童等の属する学級が学校給食の提供を受けなかった日を除くものとする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 在籍する学校等で学校給食を実施しているが、<u>食物アレルギーにより</u>学校給食の提供を受けていない場合、規則別表に規定する額に児童等が昼食を持参した日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。ただし、児童等が昼食を持参した日数から学校行事等により児童等の属する学級が学校給食の提供を受けなかった日を除くものとする。</p>

議案第35号

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年12月16日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

大会参加に係る経済的負担が大きい児童・生徒や高齢者に交付対象者を限定するなど、所要の改正を行うものです。

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

市民が社会教育や社会体育に関する各種大会等に参加する経費の一部を補助し、本市の社会教育や芸術文化、スポーツ等の振興に資するものです。

2 改正理由

大会参加に係る経済的負担が大きい児童・生徒や高齢者に交付対象者を限定するとともに、交付目的及び補助対象となる大会等を明確にするものです。

3 改正内容

条項	現在の内容	改正案
	(別添)	(別添)

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和7年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱（平成31年湯沢市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資する」を「資するとともに、経済的負担を軽減する」に改める。

第3条中「次の各号」を「市内に住所を有し、次の各号」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）市税の滞納がない者で、18歳以下の就労していない者又は65歳以上の者

第4条第1項第1号中「予選大会等」を「予選」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(2) 略

2 略

(2) 略

2 略